

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し えん ほうりつ もと
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

あすなろ(生活介護)運営規程

じぎょう もくてき (事業の目的)

だい じょう きてい しゃかい ふくし ほうじん あい わかい い か じぎょうしゃ せっち
第1条 この規定は、社会福祉法人愛和会(以下「事業者」という)が設置する。

しょうがい ふくし じぎょう せいかつ かい ご い か じぎょうしょ
障 害 福祉サービス事業 あすなろ(生活介護)(以下「事業所」という。)において

じっし していしょうがい ふくし じぎょう せいかつ かい ご い か していせいかつ かい ご
実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)

てきせい うんえい かくほ ひつよう じんいん およ うんえい かんり かん じこう さだ
の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、

していせいかつ かい ご えんかつ うんえい かんり はか りようしゃ い し およ じんかく そんちょう
指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重

つね とうがいりようしゃ たちば た てきせつ していせいかつ かい ご ていきよう かくほ
して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保するこ

もくてき
とを目的とする。

うんえい ほうしん (運営の方針)

だい じょう じぎょうしょ りようしゃ じりつ にちじょうせいかつ また しゃかいせいかつ いとな
第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ

にゅうよく はいせつ およ しょくじ かいご そうさくてき かつどう きかい ていきよう ほか べんぎ
う、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動の機会の提供、その他の便宜を

てきせつ こうか てき おこな
適切かつ効果的に行うものとする。

していせいかつ かい ご じっし あ ちいき むす っ じゅうし りようしゃ しょざい
2 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在

する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定

障害者支援施設その他、福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者

(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)や旧法施設サービス事業者との

密接な連携に努めるものとする。

3 前二項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「豊中市指定障害福祉サービ

スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例

第60号)に定める内容の他、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 あすなろ(生活介護)

(2) 所在地 大阪府豊中市寺内一丁目1番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員・生活支援員兼務)

管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、

ぎょうむ じっしじょうきょう はあく ほか かんり いちげんてき おこな ほうれいなど
業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等に
おいて規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し
じゅんしゅ ひつよう し き めいれい おこな
遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 2名(常勤職員 うち1名生活支援員 兼務)

かんりせきにんしゃ つぎ ぎょうむ おこな
サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び

にちじょうせいかつぜんぱん じょうきょうなど ひょうか つう りようしゃ きぼう せいかつ
日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や

かだいなど はあく い か おこな りようしゃ じりつ
課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した

にちじょうせいかつ いとな しえん うえ てきせつ しえん ないよう
日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を

けんとう
検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定

せいかつかいごいがい ほけんいりよう また ほか ふくし など れんけい
生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携

ふく りようしゃ せいかつ たい いこう そうごうてき しえん ほうしん せいかつぜんぱん
も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般

しつ こうじょう かだい してい せいかつ かいご もくひょう およ たつせい
の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成

じ き してい せいかつ かいご ていきょう うえ りゅういじこうなど きさい せいかつ かいご
時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護

けいかく げんあん さくせい
計画の原案を作成すること。

(ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者

どうい え うえ さくせい せいかつ かいご けいかく きさい しょめん い か せいかつ
の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活

かいごけいかくしょ りようしゃ こうふ
介護計画書」という。)を利用者に交付すること。

(エ)生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者につ

いての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うと

もに、少なくとも 6月に 1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に

応じて生活介護計画を変更すること。

(オ)利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する

照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定

障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ)利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立

した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した

日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を

行うこと。

(キ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3)医師 1名(嘱託 1名)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を

行う。

(4)看護職員 3名(常勤職員)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理

および療養上の指導を行う。

(5) 作業療法士 1名(常勤兼務1名)

作業療法士は、利用者に対して身体機能の維持・向上の指導を行う。

(6) 生活支援員 10名以上(うち 1名管理者兼務、うち1名サービス管理責任者
兼務、非常勤職員を含む)

生活支援員は、日常生活の援助(入浴・食事・排泄)や創作活動の機会

を提供を行う。

(7) 運転手 4名(業務委託)

運転手は、大型バス・中型バスを運転し利用者を送迎する。

(8) 管理栄養士 1名(常勤職員1名)

管理栄養士は、利用者に適した献立を作成し、厨房内外の衛生管理・安全

管理を行う。

(9) 調理員 7名(業務委託)

調理員は、調理・盛り付け・配膳・下膳及び食器洗浄を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス

提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 えいぎょうび 月曜日げつようびから日曜日にちようびまでとする。ただし、12月31日がつ にちから1月3日がつ かまでを
のぞ
除く。

(2) 営業時間 えいぎょうじかん 午前8時30分ごぜん じ ぶんから午後5時ご ご じまでとする。

(3) サービス提供日 ていきょうび

げつようび 月曜日にちようびから日曜日がつ にちまでとする。ただし、12月31日がつ かから1月3日のぞまでを除く。

(4) サービス提供時間 ていきょうじかん

ごぜん じ ぶん 午前9時30分からご ご じ ぶん午後4時30分までとする。

りょうていいん
(利用定員)

だい じょう じぎょうしょ りょうていいん つぎ
第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

めい
(1) 45名

していせいかつかいご ていきょう し ゆ たいしょうしゃ
(指定生活介護を提供する主たる対象者)

だい じょう じぎょうしょ していせいかつかいご ていきょう し ゆ たいしょうしゃ つぎ
第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) (ア) しんたいしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ身体障害者(18歳未満の者を除く)

(イ) ち て きしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ知的障害者(18歳未満の者を除く)

(ウ) せいしんしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ精神障害者(18歳未満の者を除く)

(エ) なんびょうとうたいしょうしゃ難病等対象者

していせいかつかいご ないよう
(指定生活介護の内容)

だい じょう じぎょうしょ おこな していせいかつかいご ないよう つぎ
第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

せいかつかい ごけいかく さくせい
(1)生活介護計画の作成

しょくじ ていきょう
(2)食事の提供

にゅうよくまた せいしき
(3)入浴又は清拭

しんたいなど かいご
(4)身体等の介護

ないしょくてきさぎょうなど
(5)内職的作業等

そうさくてきかつどう もののづく しつないそうしょくさくせいなど
(6)創作的活動(小物作り・室内装飾作成等)

しんたいきのう およ にちじょうせいかつのうりよく い じ こうじょう しえん
(7)身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

せいかつそうだん
(8)生活相談

けんこうかんり
(9)健康管理

ほうもんしえん
(10)訪問支援

そうげい
(11)送迎サービス

ぜんかくごう かか べんぎ ふたい べんぎ
(12)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

ふたい りししょう きが およ せいよう ほか
(2)から(11)に附帯する離床、着替え及び整容その他

にちじょうせいかつじょうひつよう ご かいごん しえん そうだん じょげん
日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

りようしゃ じゅりょう ひょう がくなど
(利用者から受領する費用の額等)

だい じょう して いせい かつ かい ご ていきょう さい りょうしゃ とうがい して いせい かつ かい ご かか
第9条 指定生活介護を提 供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る

りょうしゃ ふたん がく し はら う
利用者負担額の支払いを受けるものとする。

ほうてい だい り じゅりょう おこな して いせい かつ かい ご ていきょう さい りょうしゃ ほう
2 法定代理 受 領を行わない指定生活介護を提 供した際は、利用者から法

だい じょうだい こう きてい さんてい かい ご きゅう ふ ひ がく ぶん じょう
第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて

え がく し はら う ばあい ていきょう して いせい かつ かい ご ないよう
得た額の支払を受けるものとする。この場合、提 供した指定生活介護の内容、

ひよう がく ほか ひつよう みと じこう きさい ていきょう しょうめい しょ
費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提 供 証 明 書 を

りょうしゃ たい こうふ
利用者に対して交付するものとする。

ぜん こう ほか つぎ さだ ひよう りょうしゃ ちょうしゅう
3 前二項の他、次に定める費用については、利用者から徴 収 するものとする。

そうさく てき かつ どう かか ざい りょう ひ かい えん
(1) 創作的活動に係る材料費 1回につき50円

にゅうよく さ ー び す かか こうねつ すい ひ かい えん
(2) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき1030円。

にちよう ひん ひ じ っ ぴ
(3) 日用品費の実費

しょくじ ていきょう かか ひよう
(4) 食事の提供に係る費用

ちゅうしょく しょく えん しょくざい りょう ひ えん
昼 食 1食につき820円(うち 食 材料費400円)

しょうがい しゃ にちじょうせい かつ およ しゃかいせい かつ そうごう てき し えん ほうりつ
ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

しこうれい へいせい ねんせい れい だい ごう い か れい だい じょうだい こうだい ごう
施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項第2号から

だい ごう かか しきゅう けってい しょうがい しゃ など たい しょくじ ていきょう おこな ばあい
第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提 供を行なった場合

じょうき しょくざい りょう ひ くわ しょくじてい きょう かか じんけん ひ そうとう にち
は、上記食材料費に加えて、食事提 供に係る人件費相当として、1日につ

しょくじてい きょうたい せい か さん かか りょうしゃ ふたん がく し はら う
き食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その

利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に

対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る

領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は、豊中市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 利用者は生活支援員の指示を守り生活介護を利用すること。

(2) 機能訓練室使用时には、担当指導員の指示を守ること。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉

サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」とい

う。)を受けたときは、利用者^{りようしゃ}が当該同一^{とうがいどういつ}の月^{つき}に受けた指定障害福祉サービス等^う^{していしょうがいふくし}^{とう}に要した費用^{よう} (特定費用^{ひよう}を除く。)^{とくていひよう}の額^{のぞ}から法第 29 条第 3 項^{がく}の規定^{ほうだい}により算定^{じょうだい}さ^{こう}さんてい^{さんてい}された介護給付費^{かいごきゅうふひ}又は訓練等給付費^{くんれんなどきゅうふひ}の額^{がく}を控除^{こうじょ}した額^{がく}を算定^{さんてい}するものとする。この

ばあい^{りようしゃふたんがく}において、利用者負担額等合計額^{ふたんがく}が、令第 17 条第 1 項^{がれいだい}に規定^{じょうだい}する負担^{こう}場合^{きてい}において、利用者負担額等合計額^{ふたん}が、令第 43 条第 6 項^{じょうげんげつがく}に規定^{また}する高額障害福祉サービス費^{れいだい}算定^{じょうだい}上^{こう}限月額^{きてい}、又は令第 43 条第 6 項^{こうがくしょうがいふくし}に規定^ひする高額障害福祉サービス費^{さんてい}算定^{きじゅんがく}基準額^こを超えるときは、指定障害福祉サービス等^{していしょうがいふくし}の状^{など}況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}の上^{うえ}、利用者^{りようしゃ}

ふたんがくなどごうけいがく^{しちょうそん}負担額等合計額^{ほうこく}を市町村^{りようしゃおよ}に報告^{していしょうがいふくし}するとともに、利用者及び指定障害福祉サービ

ス等^{など}を提^{ていきょう}供^{していしょうがいふくし}した指定障害福祉サービス事業者^{じぎょうしゃおよ}及び指定障害者支援施設^{していしょうがいしゃしえんしせつ}に

つうち^{通知}するものとする。

きんきゅうじなど^{たいおうほうほう}
(緊急時等における対応方法)

だい^{じょう} げん^{していせいかつかい} かい^ご ていきょう^{おこな}
第13条 現に指定生活介護の提^{りようしゃ}供^{びょうじょう}を行っているときに利用者^{きゅうへん}に病^{しょう}状^{ばあい}の急^{ほかひつよう}変^{ばあい}
が生じた場合^{すみ}その他必要な場合^{かぞく}は、速^{れんらく}やか^{たいおうほうほう}に家族^{かくにん}に連絡^がし対^{しょう}応^{ばあい}方法^{ほかにひつよう}を確認^{すみ}した

きょうりょくいりょうきかんまた^{りようしゃ} り^{しゅ} じ^い い^か きょうりょくいりょうきかんなど

り^{きょうりょくいりょうきかん} 協^り 力^{しゅ} 医^い 療^か 機^{きょうりょくいりょうきかん} 関^{かん} 又^り は^{しゅ} 利^い 用^い 者^か の^{きょうりょくいりょうきかん} 主^{かん} 治^り 医^{しゅ} (以下「協^り 力^{しゅ} 医^い 療^か 機^{きょうりょくいりょうきかん} 関^{かん} 等^り」という。) へ^{かん} の^り 連^{ほうこく} 絡^{かん} を^り 行^{しゅ} う^い 等^か の^{きょうりょくいりょうきかん} 必^{かん} 要^り な^{しゅ} 措^い 置^か を^{きょうりょくいりょうきかん} 講^{かん} ず^り る^{しゅ} と^い と^か も^{きょうりょくいりょうきかん} に^{かん} 管^り 理^{しゅ} 者^い に^か 報^{きょうりょくいりょうきかん} 告^{かん} す^り る^{しゅ} も^{きょうりょくいりょうきかん} の^{かん} と^り す^い る^か 。

きょうりょくいりょうきかんなど^へ れ^{れんらく} 等^{かん} へ^な の^こ 連^{ばあい} 絡^た 等^{いりょうきかん} が^{れんらく} 困^た 難^い な^り 場^{かん} 合^{れんらく} に^た は^い 、^り 他^り の^{かん} 医^り 療^{しゅ} 機^い 関^か へ^{きょうりょくいりょうきかん} の^{かん} 連^り 絡^{しゅ} を^い 行^か う^{きょうりょくいりょうきかん} 等^{かん} の^り 必^{かん} 要^り な^{しゅ} 措^い 置^か を^{きょうりょくいりょうきかん} 講^{かん} ず^り る^{しゅ} も^{きょうりょくいりょうきかん} の^{かん} と^り す^い る^か 。

していせいかつかい^ご ていきょう^じ こ^{はっせい}
3 指定生活介護の提^{ただ}供^{りようしゃ}により事故^{かか}が発生^{しょうがい}したときは、直ちに利用者^{かか}に係^{しょうがい}る障^{しょうがい}害^{しょうがい}

福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大阪府知事及び市町村長から指導又は助言

う ばあい とうがいし どうまた じょげん したが ひつよう かいぜん おこな
を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法第 83 条(昭和26年法律第 45 号)に規定する運営適正化委員会が
どうほうだい じょう きてい おこな ちょうさまた かぎ きょうりよく
同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協 力 するものと
する。

こじんじょうほう ほ ご
(個人情報 保護)

- だい じょう じぎょうしょ ぎょうむじょうし え りようしゃなど こじんじょうほう こじん
第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報 については、個人
じょうほう ほ ご かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう ほかかんけいほうれいなど じゅんしゅ
情 報 の保護に関する法律(平成15年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守
てきせい と あつか
し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員で
しよくいん もの ぎょうむじょうし え りようしゃなど ひみつ ほ じ しよくいん
なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の
ないよう
内容とする。

- 4 事業所は他の障 害 福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情 報
じぎょうしょ た しょうがいふくし じぎょうしゃなど たい りようしゃなど かん じょうほう
を提 供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

ぎゃくたいぼうし かん じこう
(虐待防止に関する事項)

- だい じょう じぎょうしゃ しょうがいしやぎゃくたいぼうし ほう のっと りようしゃ じんけん ようご ぎゃくたい ぼうし
第17条 事業者は、障害者虐待防止法に則り、利用者の人権の擁護・虐待の防止
など つぎ そ ち こう
等のため、次の措置を講ずるものとする。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ せんていおよ せっち
(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

せいねんこうけんせいど りようしえん
(2) 成年後見制度の利用支援

くじょうかいけつたいせい せいび
(3) 苦情解決体制の整備

じゅうぎょうしゃ たい ぎゃくたい ぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし
(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

ぎゃくたい ぼうし たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさいおよ けっか
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果に
ついて職員へ周知徹底

しんたいこうそくなど きんし
(身体拘束等の禁止)

だい じょう じぎょうしょ ていきょう あ りようしゃ た りようしゃ
第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の

せいめいまた からだ ほ ご きんきゅう え ばあい のぞ しんたいこうそく た
生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他

りようしゃ こうどう せいげん こうい い か しんたいこうそくとう おこな
利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

じぎょうしょ しんたいこうそくなど おこな ばあい じょうたいおよ じかん さい りようしゃ
2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者

しんしん じょうきょうなら きんきゅう え りゆう た ひつよう じこう きろく
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

じぎょうしょ しんたいこうそくとう てきせい か はか つぎ かか そち こう
3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

しんたいこうそくとう てきせい か たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさいおよ
(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び

けっか しよくいん しゅうちてつてい
その結果について職員への周知徹底

しんたいこうそくとう てきせい か ししん せいび
(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(差別防止に関する事項)

第19条 事業所は、障がい理由として不当な差別的扱い等の防止のため、次の

措置を講ずる。

1. 倫理綱領や行動規範を作成・掲示し、職員に周知徹底を図る。
2. 差別防止を啓発・普及するための研修を実施する。
3. 差別防止に関する責任者の選定及び設置する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定

生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務

再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続

計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計

画の変更を行うものとする。

えいせい かんりとう
(衛生管理等)

だい じょう しょくいん せいけつ ほ じ およ けんこうじょうたい かんり おこな じぎょうしょ せつ び およ
第21条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及
び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

じぎょうしょ かんせんしょう はっせい また えん つぎ かくごう かか そ
2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措
ち ころ
置を講じるものとする。

(1) じぎょうしょ かんせんしょう よ ぼう およ えん ぼう し たいさく けんとう
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する
いいんかい つき かい じょうかい さい けつ か しょく
委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職
いん しゅうちてつ い はか
員に周知徹底を図ること。

(2) じぎょうしょ かんせんしょう よ ぼう およ えん ぼう し ししん せい び
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
こと。

(3) じぎょうしょ しょくいん たい かんせんしょう よ ぼう およ えん ぼう し
事業所において、職員に対して感染症の予防及びまん延の防止のための
けんしゅうおよ くんれん ていきてき じっし
研修及び訓練を定期的に実施すること。

ほかうんえい かん じゅうようじこう
(その他運営に関する重要事項)

だい じょう じぎょうしょ しょくいん ししつ こうじょう けんしゅう きかい つぎ もう
第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設ける
またぎょうむ しっこうたいせい けんしゅう せい び
ものとし、又業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

さいようじけんしゅう さいようご かげつ いない
(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

けいぞくけんしゅう ねん かい てい ど
(2) 継続研修 年10回程度

じぎょうしょ しょくいん せつ び びひん およ かいけい かん しょきろく せい び
2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、

当該指定生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が

行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福法人愛和会と

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成20年6月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改 正 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

かい せい きてい へいせい ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

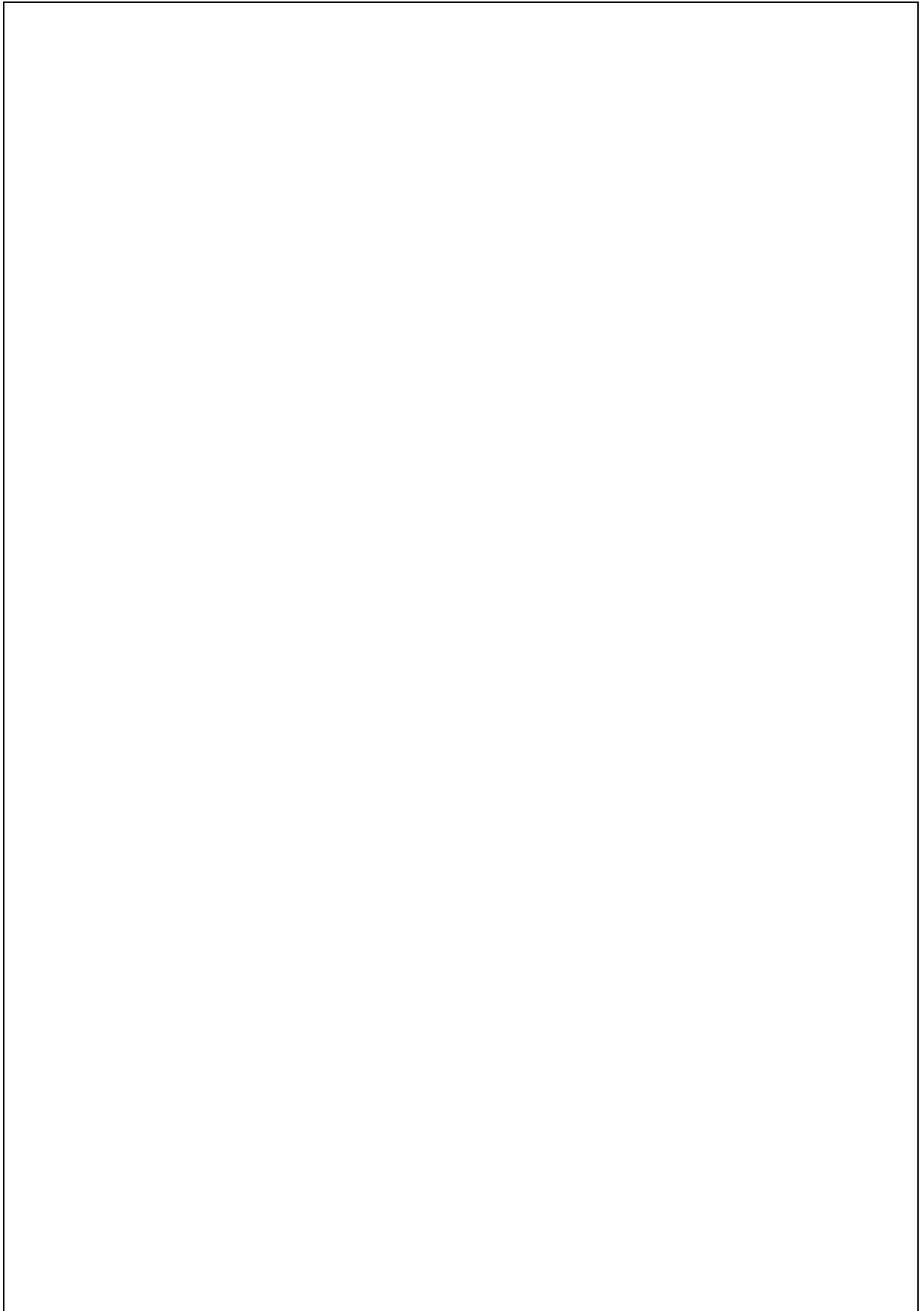
かい せい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

かい せい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

かい せい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

かい せい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

かい せい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改 正 この規程は、令和6年4月1日から施行する。



運 営 規 程

社会福祉法人 愛和会

あすなろ（生活介護）